

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

付表への記入は毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、社保「支払調書」・国保「合計書」(2月25日ごろ発送)からの簡便な転記でもよい。

【表面 記入上の留意点】(表5)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㉗「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には高齢受給者および公費併用分を含む)。

④「老人保健法 決定点数」……内老人保健分点数をそのまま転記する(表示点数には公費併用分を含む)。

㉚「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の「12」生保算定額を点数化し、年間点数合計を記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㉙「小計 決定点数」……合計書の合計欄から「府内分点数+府外分点数一過誤点数」で算出された点数を記入する。

㉛「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「社会保険診療報酬」欄「④計」に記入する。

㉜介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に含めて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㉝「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㉞「⑤計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㉟「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表6 平成19年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

科 目			決算額	科 目			決算額	科 目			決算額				
収 入 金 額			①	45,607,880	消 耗 品 費			⑰	508,256	貸 倒 引 当 金		⑳			
売上原価	期 首 棚 卸 高	②	400,000	経	減 価 償 却 費	⑱	1,735,915								
	仕 入 金 額	③	3,667,201		福 利 厚 生 費	㉑	632,504								
	小 計 ② + ③	④	4,067,201		給 料 賃 金	㉒	4,126,100								
	期 末 棚 卸 高	⑤	400,000		外 注 工 賃	㉓									
	差 引 原 価	⑥	3,667,201		利 子 割 引 料	㉔	670,496					計	㉕		
	差 引 金 額 ①－⑥	⑦	41,940,679		地 代 家 賃	㉖	3,346,780					専 従 者 給 与	㉖	4,800,000	
経費	租 税 公 課	⑧	25,500		費	貸 倒 金	㉗						貸 倒 引 当 金	㉗	
	荷 造 運 賃	⑨				研 究 図 書 費	㉘	205,590					措 置 法 差 額		1,159,667
	水 道 光 熱 費	⑩	474,649			諸 会 費	㉙	497,443							
	旅 費 交 通 費	⑪	537,142			保 險 技 工 料	㉚	2,653,810					計	㉚	5,959,667
	通 信 費	⑫	772,591	自 費 技 工 料		㉛	1,693,680					控 除 前 所 得	㉛	14,402,816	
	広 告 宣 伝 費	⑬	480,485	リ ー ス 料		㉜	560,325					青 色 特 別 控 除	㉜	100,000	
	接 待 交 際 費	⑭	1,015,365	衛 生 管 理 費		㉝	539,438					所 得 金 額	㉝	14,302,816	
	損 害 保 險 料	⑮	80,810	雑 費		㉞	870,226					(㉚－㉜)			
	修 繕 費	⑯	151,091	計		㉞	21,578,196								
				差 引 金 額 (⑦－㉞)		㉞	20,362,483								

表7 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分
イ 一般経費分

原価及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の㉙+㉚)

25,245,397円

自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額

㉛ 4,372,990円

自由診療割合
(表面の㉛又は㉜)

14.06%

左の㉛のうち自由診療分に係る経費の金額

1,719,180円

= 自由診療分
の原価及び経費の合計額

㉜ 4,653,840円

(注) ㉛の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の㉘)

4,800,000円

自由診療割合
(表面の㉛又は㉜)

14.06%

= 自由診療分の専従者
給与の金額

㉝ 674,880円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金の合計額

$\times \frac{55}{1,000}$

= 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額

㉞

円

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額

円

$\times$ 自由診療割合
(表面の㉛又は㉜)

円

%

= 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額

㉟

円

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分
イ 一般経費分

原価及び経費の総額
(決算書の「損益計算書」の㉙+㉚)

25,245,397円

自由診療分の原価及び経費の合計額(Aの金額)

4,653,840円

= 社会保険診療分の原価及び経費の合計額

㉜ 20,591,557円

ロ 特典経費分

専従者給与の金額
(決算書の「損益計算書」の㉘)

4,800,000円

- Bの金額

674,880円

退職給与引当金繰入額

円

- Dの金額

円

+

一括評価による貸倒引当金繰入額
(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の㉛)

円

- Cの金額

円

一括評価による貸倒引当金繰戻額

円

- 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰戻額

円

= 社会保険診療分の特典経費の合計額

㉝ 4,125,120円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた㉞率及び㉟加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬
(表面の㉙+㉚)

37,058,620円

$\times$ 速算表の
㉞率

62%

+ 速算表の
㉟加算額

2,900,000円

= 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額

㉜ 25,876,344円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 (Gの金額)

25,876,344円

- 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額 (E+Fの金額)

24,716,677円

= 差額

㉜ 1,159,667円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額㉟」欄の下之余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	㉞率	㉟加算額
2,500万円以下	72%	— 円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000 円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000 円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000 円